

令和４年度
第４回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和４年７月２８日（木）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第4回総会 議事録

令和4年7月28日（木）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農地法第3条第2項第5号の規定する下限面積（別段の面積）について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請許可報告について

報告第4号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1 番	山内	磨砂樹	2 番	浅野	豊久
3 番	坂井	利弘	4 番	本多	幸信
5 番	伊藤	真澄	6 番	服田	裕二
7 番	森下	重信	8 番	戸松	勲
9 番	河邊	直喜	10 番	加藤	和敏
11 番	大橋	源一郎	12 番	稲垣	哲夫
13 番	伊藤	真由美	14 番	野田	正広
15 番	（欠席）		16 番	武田	金之
17 番	成瀬	宏満	18 番	杉本	ひろ子
19 番	江寄	正雄			

（農地利用最適化推進委員：16名）

1 番	木村	光男	2 番	今井	賢次
3 番	鷺津	富夫	4 番	蟹江	勇夫
5 番	大嶋	茂	6 番	柴山	守男
7 番	野田	義隆	8 番	吉田	善政

9 番 土川 猛司
11 番 山中 政勝
13 番 夫馬 政義
15 番 高橋 紘治
17 番 菱川 善也

10 番 花木 定信
12 番 安藤 均
14 番 (欠席)
16 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：1名)

15 番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：1名)

14 番 川合 一

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 藤原 美乃里

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第4回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたしますします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたしますします。

開 会 (午後2時02分)

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第4回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。9番 河邊直喜委員さん、10番 加藤和敏委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農地法第3条第2項第5号の規定する下限面積（別段の面積）について」を議題とします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】

「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）について」ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

農地法では、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとされています。このことから、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっており、今年度の別段の面積の設定について次のとおり提案するものです。

1. 下限面積（別段の面積）は、市内全域で20アールとし、変更は行わない。
2. 理由といたしましては、(1)農地法施行規則第17条第1項につきましては、2015農林業センサスで、管内の農家で、20アール未満の農地を耕作している農家が全農家の4割以上あること。(2)農地法施行規則第17条第2項につきましては、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査を踏まえ、地域の農業従事者の高齢化、相続による不在地主の増加、地域農業を支える担い手不足等を勘案すると、遊休農地予備軍が増加傾向にあり、新規就農者の参入を促進する必要があることと判断したためでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございま

せんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農地法第3条第2項第5号の規定する下限面積（別段の面積）について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、提出議案の表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。議案第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転1件です。詳細は、2ページをご覧ください。14番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。以上、農地法第3条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の3ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転15件、賃借権設定5件、使用貸借権設定7件です。詳細は、4ページから9ページとなります。4ページの64番から6ページの75番につきましては分家住宅、76番、77番につきましては店舗、78番につきましては流通業務施設を建築するものです。以上、15件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、7ページの79番から8ページの84番につきましては駐車場、85番から87番につきましては資材置場兼駐車場、88番につきましては通路兼駐車場として利用されるものです。つづきまして、9ページの89番につきましては公共工事のため仮設道路として一時的に利用されます。つづきまして、90番につきましては砂利採取のため一時的に利用されます。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載のとおりです。また、78番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整を行い、許可の見込みがあることを確認しております。以上、農地法第5条許可27件につきましては、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の10ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、11ページから13ページをご覧ください。1番から14番につきましては愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第4号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の14ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用配分計画案についてです。詳細は、15ページから19ページとなります。15ページの1番につきましては、1筆380㎡について、

使用貸借権を設定されるものです。つづきまして、16ページをご覧ください。2番につきましては、1筆717㎡について、使用貸借権を設定されるものです。つづきまして、17ページをご覧ください。3番につきましては、6筆計2,069㎡について、使用貸借権を設定されるものです。つづきまして、18ページをご覧ください。4番につきましては、5筆計2,318㎡について、賃借権を設定されるものです。つづきまして、19ページをご覧ください。5番につきましては、1筆876㎡について、使用貸借権を設定されるものです。以上、農用地利用配分計画案5件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

【浅野議長】

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請許可報告について」
- ・報告第4号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。

ます。表紙をめくりまして、1 ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2 ページから3 ページの7件です。つづきましては、4 ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の報告は、5 ページから8 ページまでの所有権移転18件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件です。つづきまして、9 ページをご覧ください。報告第3号は、農地法第3条の規定による許可申請許可報告についてです。今月の報告は、10 ページの2件です。つづきまして、11 ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告についてです。今月の報告は、12 ページの4件です。以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。宜しく願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

閉 会 (午後2時18分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 河邊 直喜

署名者 加藤 和敏